

藤枝市空家等活用支援法人の指定に関する方針

1 指定の対象

支援法人の指定対象となる法人は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 23 条第 1 項の規定により「業務を適正かつ確実に行うことができると認められる」法人であることが必要です。これについては、これまで当市の空き家対策について連携し、協力した実績がある法人こそ、相互の信頼関係に基づき適正かつ確実に業務を実施できると考え、次のような条件を定めています。

(1) 特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人の場合

次のいずれかに該当すること。

ア 過去において、藤枝市の空き家対策事業に関し、藤枝市と連携した実績があること。

イ 前号に類するもの※₁として市長が認める実績があること。

(2) 会社の場合

次に掲げる要件の全てに当てはまること。

ア 会社の定款に空き家の管理又は活用に関する事業を行う旨の記載があること。

イ 藤枝市空き家ゼロにサポーターとして、3 年以上継続して登録されていること。

ウ 藤枝市空き家ゼロにサポーターとして、市長が認める活動実績を有すること。

※ 1 「前号に類するもの」とは、主に藤枝市空き家ゼロにサポーターの事業者が法人を設立した場合を想定しています。当該申請法人としての活動実績はないものの、その構成員である個々の事業者が空き家ゼロにサポーターとしての活動実績があれば、当該申請法人は指定の対象になることができます。

2 指定の条件

空家等管理活用支援法人の指定条件は、次のとおりです。

(1) 業務の方法が、法第 24 条各号に掲げる業務として適切なものであること。

※ 2

(2) 必要な人員の配置（事業者間の連携体制を含む。）※₃、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(3) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること(会社を除く。)

(4) 藤枝市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

(5) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ (4)の暴力団員等

(6) 指定の取消しを受けていないこと。

※2 この条件は、指定を受けようとする法人が法第24条に規定する事務について、支援法人としての事業計画を有していることを求めるものです。なお、同条には、6つの業務が規定されていますが、必ずしもその全てを支援法人の業務とすることまで求めるものではありません。各法人において、強みのあるものを支援法人の業務とすることも可能です。

※3 空き家所有者が抱える複合的な課題に対処できるようにするため、必要な人員配置及び事業者間連携は、空き家に関する課題のうち3分野以上に対応できるものでなければなりません。